

(写)

## 沖縄県と東急株式会社における観光振興に関する連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と東急株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が策定した「第6次沖縄県観光振興基本計画」において沖縄県が目指すべき将来像として掲げている「世界から選ばれる持続可能な観光地」の形成に向けて、甲、乙が有する資源の効果的な活用と、相互の緊密な連携および協力により、沖縄観光のさらなる振興と発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）に協力して取り組むものとする。

- （1）観光産業の発展・観光人材の育成に関すること
- （2）「スポーツアイランド沖縄」の形成に関すること
- （3）沖縄文化の保存・継承・創造に関すること
- （4）沖縄県産品の振興に関すること
- （5）交流連携の取組に関すること
- （6）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の具体的な取組内容および実施方法については、甲、乙で協議の上、別途定める。

3 乙は、第1項各号に定める連携事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに甲乙双方により連携の方向性を確認し合意があった場合は、合意した期間を更新できるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、有効期間中において、甲または乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知かつ、甲乙協議の上、本協定を解約できるものとする。

### （協定内容の変更および終了）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、本協定を変更または終了させることができるものとする。

(写)

2 前項により本協定が終了された場合、甲、乙は、相手方に対して何らの損害の賠償を求めるることはできない。

(守秘義務)

第5条 甲および乙は、既に公知となっている情報を除き、連携事項の実施に当たり知り得た機密情報を、本協定の期間中はもとより、本協定終了後においても相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者（第2条第3項に定める乙の関係会社を除く）に開示または漏えいしてはならない。ただし、弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定が成立した証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年1月19日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東急株式会社  
取締役社長